契約変更理由書

神戸市

工　事　名	阪神沿北側線他街路築造工事（その２）

契約変更後の工事概要

土工　一式、排水構造物工 L=494m、車道舗装工 A=740 ㎡
歩道舗装工 A=340 ㎡、構造物撤去工 一式

【設計変更の理由】

・本工事の整備範囲を含む阪神沿北側線（青木駅北側周辺）について、地域住民からの現在の計画とは異なる幅員構成等での整備要望等を踏まえ、一旦施工を中断し改めて地域の意向を確認した上で施工を再開する必要があると判断した。しかし、確認に要する時間が不透明なため、本工事では車道部のアスファルト舗装を原則施工しないこととし、表層（車道部）が減工となる。また、未施工範囲等への第三者侵入防止対策の必要が生じたため、ネットフェンス設置が増工となる。

・その他、現地精査による数量の増減が生じる。

（公表様式第６号）